



# 株式会社バッキーノ 旅行条件書

## 【 受注型企画旅行 】

### 1. 本旅行条件書の意義

本旅行条件書は、旅行業法第 12 条の 4 に定める取引条件説明書及び同法第 12 条の 5 に定める契約書面の一部となります。

### 2. 受注型企画旅行契約

(1) 受注型企画旅行契約（以下「旅行契約」）とは、株式会社バッキーノ（以下「当社」）がお客様の依頼により、旅行の目的地及び日程お客様が提供を受けることのできる運送等サービスの内容ならびにお客様が当社に支払うべき旅行代金の額を定めた旅行に関する計画を作成し、これを実施する旅行をいいます。

(2) 当社は、当社に旅行契約のお申し込みをしようとするお客様からの依頼があった時は、当社の業務上の都合があるときを除き当該依頼の内容に沿って作成した旅行日程、旅行サービスの内容、旅行代金その他の旅行条件に関する企画の内容を記載した書面（以下「企画書面」といいます。）を交付します。

(3) 当社は前項の企画書面において、旅行代金の内訳として企画に関する取扱料金（以下「企画料金」といいます。）の金額を明示することがあります。

(4) 旅行契約の内容は、当社がお渡しする企画書、本旅行条件書、ご出発前にお渡しする確定書面（以下「最終旅行日程表」）及び当社の旅行約款の受注型企画旅行契約の部（以下「当社約款」）等によります。

### 3. 旅行のお申し込みと契約の成立時期

(1) 当社所定の申込書に所定事項を記入のうえ、当社が定める下記のお申込金を添えてお申し込み頂きます。旅行契約は、当社が契約の締結を承諾しお申込金を受領したときに成立するものとします。

(2) お申込金は、旅行代金の 20%以上、旅行代金まで。お申込金は旅行代金、取消料、違約料の一部として取り扱います。

(3) 当社は電話、郵便、ファクシミリその他の通信手段による旅行契約の予約申し込みをお

受けすることがあります。この場合予約の時点では契約は成立しておらず、当社が予約の承諾の旨を通知した後、当社が定める期間内に、前項、前々項の定めるところにより当社に申込書と申込金を提出していただきます。この期間内に申込金の支払いがなされない場合は、当社は予約がなかったものとして取り扱います。

(4) お申し込みの段階で、満席、満室その他の事由で旅行契約の締結が直ちに出来ない場合には、当社はおお客様の承諾を得て、お客様をキャンセル待ちとして登録し、予約可能となるよう手配努力することがあります。

#### 4. 団体・グループ契約

(1) 当社は、特約を結んだ場合を除き、契約責任者はその団体・グループを構成する旅行者（以下「構成者」といいます。）の受注型企画旅行契約の締結に関する一切の代理権を有しているものとみなし、当該団体・グループに係る旅行業務に関する取引を当該契約責任者との間で行います。

(2) 契約責任者は、当社が定める日までに構成者の名簿を当社に提出しなければなりません。

(3) 当社は、契約責任者が構成者に対して現に負い、又は将来負うことが予測される債務又は義務については、何らの責任を負うものではありません。

(4) 当社は、契約責任者が団体・グループに同行しない場合、旅行開始後においては、あらかじめ契約責任者が選任した構成者を契約責任者とみなします。

#### 5. お申し込み条件

(1) お申し込み時点で20歳未満の方は、保護者の同意書が必要です。

(2) 特定のお客様層を対象とした旅行あるいは特定の旅行目的を有する旅行については、年齢、資格、技能その他の条件が当社の指定する条件に合致しない場合は、ご参加をお断りする場合があります。

(3) 慢性疾患をお持ちの方、現在健康を損なっている方、妊娠中の方、身体に障害をお持ちの方などで、特別な配慮を必要とする方は、その旨旅行のお申し込み時にお申し出ください。当社は可能かつ合理的な範囲でこれに応じますが、医師の健康診断書を提出していただく場合もあります。また、現地事情や関係機関等の状況などにより、旅行の安全かつ円滑な実施のため介助者／同伴者の同行などを条件とさせていただくか、あるいはご参加をお断りさせていただく場合があります。

(4) お客様のお申し出に基づき、当社がお客様のために講じた特別な措置に要する費用は、お客様の負担とさせていただきます。

(5) お客様のご都合により旅行の行程から離脱される場合は、その旨及び復帰の有無、復帰の予定日時等の連絡が必要です。

(6) お客様が他のお客様に迷惑を及ぼし、又は受注型企画旅行の円滑な実施を妨げるおそれがあると当社が判断する場合には、ご参加をお断りする場合があります。

(7) その他当社の業務上の都合があるときには、お申し込みをお断りする場合があります。

## 6. 契約書面の交付と確定書面のお渡し

(1) 当社は、旅行契約の成立後速やかに、お客様に、旅行日程、旅行サービスの内容、旅行代金その他旅行条件及び当社の責任に関する事項を記載した契約書面を交付します。

(2) 契約書面において、確定された旅行日程又は運送若しくは宿泊機関の名称を記載できない場合には、当該契約書面において利用予定の宿泊機関及び記載上重要な運送機関の名称を限定して列挙したうえで、当該契約書面交付後、旅行開始日の前日（旅行開始日の前日から起算してさかのぼって7日目に当たる日以降に旅行契約の申し込みがなされた場合にあっては、旅行開始日）までに、これらの確定状況を記載した確定書面を交付します。

(3) 本項(2)の場合において、手配状況の確認を希望する旅行者から問い合わせがあったときは、確定書面の交付前であっても、当社は迅速かつ適切にこれに回答します。

(4) 確定書面を交付した場合には、当社が手配し旅程を管理する義務を負う旅行サービスの範囲は、当該確定書面に記載するところに特定されます。

## 7. 旅行代金のお支払い

旅行代金の額は、企画書面に記載します。

旅行開始日までの契約書面に記載する期日までに、当社に対し、契約書面に記載する金額の旅行代金を支払わなければなりません。

## 8. 旅行代金に含まれるもの

(1) 旅行日程に明示した運送機関の運賃・料金（特に記載がない限りエコノミークラス、普通車、普通船室）

(2) 旅行日程に明示した観光、送迎バス等の料金（旅行日程にお客様負担と表記してある場合を除きます。）

(3) 旅行日程に明示した基本宿泊料金および税・サービス料金（パンフレット等に特に別途

記載のない限り複数定員のお部屋に定員人数の宿泊を基準と致します。旅行日程にお客様負担と表記してある場合を除きます)

(4) 旅行日程に明示した食事料金および税・サービス料金 (旅行日程にお客様負担と表記してある場合を除きます。)

(5) 本項(1)から(4)以外で、企画書面にその旨記載した料金

※上記諸費用は、お客様の都合により一部利用されない場合でも払い戻しいたしません。

## 9. 旅行代金に含まれないもの

第8項に挙げたもののほかは旅行代金に含まれません。

その一部を以下に例示いたします。

- (1) 超過手荷物料金 (各運送機関で定めた重量・容量・個数を超える分について)
- (2) 運送機関が課す付加運賃・料金 (例：燃油サーチャージ)
- (3) 傷害、疾病に関する医療費
- (4) 旅行日程に明示した国・都市において、現地で直接徴収される宿泊等の税金・諸税
- (5) クリーニング代、電話代、チップ、その他追加飲料等個人的諸経費及びそれに伴う税・サービス料
- (6) 日本国内におけるご自宅から集合地・解散地間の交通費、宿泊費
- (7) 日本国内および旅行日程中の外国の空港税・空港施設使用料・出入国税等
- (8) 渡航手続関係諸費用 (旅券印紙代、査証料、予防接種料金、渡航手続代行料金等)
- (9) 特別な配慮・処置に要した費用

## 10. 旅行契約内容の変更

(1) お客様からの契約内容の変更の求めがあったときは、当社は可能な限りお客様の求めに応じます。この場合、当社は旅行代金を変更することがあります。

(2) 当社は旅行契約締結後であっても、天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令、当初の運行計画によらない運送サービスの提供その他当社の関与し得ない事由が生じた場合において、旅行の安全かつ円滑な実施を図るためやむを得ないときは、お客様にあらかじめ速やかに当該事由が当社の関与し得ないものである理由及び当該事由との因果関係を説明して、旅行日程、旅行サービスの内容を変更することがあります。ただし、緊急の場合においてやむを得ないときは変更後にご説明致します。

## 11. 旅行代金の額の変更

(1) 利用する運送機関の運賃・料金が著しい経済情勢の変化等により通常想定される程度を大幅に超えて改定されたときは、その改定差額だけ旅行代金を変更いたします。ただし、旅行代金を増額変更するときは、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって15日目にあたる日より前にお客様に通知いたします。

(2) 当社は本項(1)の定める適用運賃・料金の大幅な減額がなされるときは、その減少額だけ旅行代金を減額します。

(3) 旅行内容が減額され、旅行実施に要する費用が減少したときは、当社はその変更差額だけ旅行代金を減額します。

(4) 第10項により旅行内容が変更され、旅行実施に要する費用（当該契約内容の変更のためにその提供を受けなかった旅行サービスに対して取消料、違約料その他すでに支払い、又はこれから支払わなければならない費用を含みます）が増加したときは、サービスの提供が行われているにもかかわらず運送・宿泊機関等の座席・部屋その他の諸設備の不足が発生したことによる変更の場合を除き、当社はその変更差額だけ旅行代金を変更します。

(5) 当社は、運送・宿泊機関等の利用人員により旅行代金が異なる旨を契約書面に記載した場合、旅行契約の成立後に当社の責に帰すべき事由によらず当該利用人員が変更になったときは、契約書面に記載した範囲内で旅行代金を変更します。

## 12. お客様の交替

(1) お客様は、当社の承諾を得て、契約上の地位を別の方に譲り渡すことができます。または構成者の変更を行うことができます。ただしこの場合、お客様は所定の事項を記入のうえ、当社に提出していただきます。この際、交代に要する手数料として11,000円（消費税込み）をいただきます（すでに航空券を発券している場合、別途再発券にかかわる費用を請求する場合があります）。

(2) 契約上の地位の譲渡は、当社が承諾したときに効力を生じ、以降旅行契約上の地位を譲り受けた方が、この旅行契約に関する一切の権利及び義務を継承することとなります。なお当社は、利用運送機関・宿泊機関等が旅行者の交替に応じない等の理由により、交代をお断りする場合があります。

## 13. 旅行開始前の解除

(1) お客様の解除権

A. お客様は、下記に記載した企画料金または取消料をお支払いいただくことにより、いつでも旅行契約を解除することができます。

ただし契約解除のお申し出は、当社の営業時間内にお受けします。

- ・お申込みから 31 日目まで→企画書面に記載した企画料金
- ・30 日目から 3 日目まで→旅行代金の 20%
- ・前々日から当日→旅行代金 50%
- ・旅行開始後または無連絡不参加→旅行代金の 100%

備考：「旅行開始後」とは、当社約款別紙特別補償規程第 2 条第 3 項に規定する「サービスの提供を受けることを開始した時」以降をいいます。

B. お客様は、次の項目に該当する場合は、企画料金又は取消料なしで旅行契約を解除することができます。

ア. 第 10 項(2)に基づき当社によって旅行契約内容が変更されたとき。ただしその変更が、第 20 項の表左欄に掲げるものその他重要なものである場合に限ります。

イ. 第 11 項(1)に基づき、旅行代金が増額改定されたとき。

ウ. 天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令その他の事由が生じた場合において、旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となり、または不可能となる恐れが極めて大きいとき。

エ. 当社がお客様に対し、第 6 項(2)に記載の確定書面を同項に規定する日までにお渡ししなかったとき。

オ. 当社の責に帰すべき事由により、契約書面に記載した旅行日程に従った旅行実施が不可能になったとき。

C. お客様のご都合による出発日の変更、運送・宿泊機関等行程中の一部の変更については、ご旅行全体のお取り消しとみなし、所定の取消料をいただきます。

D. 当社の責任とならない各種ローンの取扱い上及びその他渡航手続き上の事由に基づきお取り消しになる場合は、所定の取消料をいただきます。

## (2) 当社の解除権

A. お客様が第 7 項に規定する期日までに旅行代金を支払われないときは、当社は旅行契約を解除することがあります。このときは、本項(1)A に規定する取消料と同額の違約料をお支払いいただきます。

B. 次の項目に該当する場合は、当社は旅行契約を解除することがあります。

ア. お客様が病気、必要な介助者の不在その他の事由により、当該旅行に耐えられないと認められたとき。

イ. お客様が他の旅行者に迷惑を及ぼし、又は団体旅行の円滑な実施を妨げるおそれがある

と認められるとき。

ウ. お客様が契約内容に関し合理的な範囲を超える負担を求めたとき。

エ. スキーを目的とする旅行における降雪量の不足のように、当社があらかじめ明示した旅行実施条件が成就しないとき、あるいはその恐れが極めて大きいとき。

オ. 天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービスの提供の中止、官公署の命令その他当社の関与し得ない事由が生じた場合において、契約書面に記載した旅行日程に従った旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となり、または不可能となる恐れが極めて大きいとき。

## 14. 旅行開始後の解除

### (1) お客様の解除権

A. お客様のご都合により旅行契約を解除又は一時離脱された場合は、お客様の権利放棄とみなし、一切の払い戻しは致しません。

B. お客様の責に帰さない事由により契約書面に記載した旅行サービスの提供を受けられない場合には、お客様は、取消料を支払うことなく当該不可能になった旅行サービス提供に係る部分の契約を解除することができます。

C. 本項(1)Bの場合において、当社は、旅行代金のうち旅行サービスを受領することができなくなった該当部分に係る金額をお客様に払い戻します。ただし、当該事由が当社の責に帰すべき事由によらない場合においては、当該金額から、当該旅行サービスに対して取消料、違約料その他すでに支払い、またはこれから支払わなければならない費用に係る金額を差し引いたものをお客様に払い戻します。

### (2) 当社の解除権

A. 当社は次に掲げる場合においてはお客様にあらかじめ理由を説明して旅行契約の一部を解除することがあります。

ア. お客様が病気、必要な介助者の不在その他の事由により、旅行の継続に耐えられないと認められるとき。

イ. お客様が旅行を安全かつ円滑に実施するための添乗員等その他の者による当社の指示への違背、これらの者又は同行する他のお客様に対する暴行または脅迫等により団体行動の規律を乱し、当該旅行の安全かつ円滑な実施を妨げるとき。

ウ. 天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等のサービス提供の中止、官公署の命令その他当社の関与し得ない事由が生じた場合において、旅行の継続が不可能になったとき。

B. 本項(2)Aに記載した事由で当社が旅行契約を解除したときは、契約を解除したためにその提供を受けられなかった旅行サービスの提供者に対して、取消料・違約料その他の名目で

すでに支払い、又は支払わなければならない費用があるときは、これをお客様の負担とします。この場合、当社は旅行代金のうち、お客様がいまだその提供を受けていない旅行サービスに係る部分の費用から、当社が当該旅行サービス提供者に支払い又はこれから支払うべき取消料・違約料その他の名目による費用を差し引いて払い戻しいたします。

## 15. 払い戻しの時期

(1) 当社は、第11項(2)(3)(5)により旅行代金が減額された場合又は第13項、第14項により受注型企画旅行契約が解除された場合において、旅行者に対し払い戻すべき金額が生じたときは、旅行開始前の解除による払戻しにあっては解除の翌日から起算して七日以内に、減額又は旅行開始後の解除による払戻しにあっては契約書面に記載した旅行終了日の翌日から起算して三十日以内にお客様に対し当該金額を払い戻します。

(2) 本項(1)は第17項又は第19項で規定するところによりお客様又は当社が損害賠償請求権を行使することを妨げるものではありません。

## 16. 旅程管理

### (1) 旅程管理

当社は、お客様の安全かつ円滑な旅行の実施を確保することに努力し、お客様に対し次に掲げる業務を行います。ただし、当社がお客様とこれと異なる特約を結んだ場合は、この限りではありません。

A. お客様が旅行中旅行サービスを受けることができないおそれがあると認められるときは、受注型企画旅行契約に従った旅行サービスの提供を確実に受けられるために必要な措置を講ずること。

B. 前号の措置を講じたにもかかわらず、契約内容を変更せざるを得ないときは、代替サービスの手配を行うこと。この際、旅行日程を変更するときは、変更後の旅行日程が当初の旅行日程の趣旨にかなうものとなるよう努めること、また、旅行サービスの内容を変更するときは、変更後の旅行サービスが当初の旅行サービスと同様のものとなるよう努めること等、契約内容の変更を最小限にとどめるよう努力すること。

### (2) 当社の指示

お客様は、旅行開始後旅行終了までの間において、団体の行動するときは、旅行を安全かつ円滑に実施するための当社の指示に従わなければなりません。

### (3) 添乗員の業務

- A. 添乗員が同行する旅行にあたっては添乗員、添乗員が同行しない旅行にあたっては旅行先における現地係員が、旅行を安全且つ円滑にするための必要業務及びその他当社が必要と認める業務の全部又は一部を行います。
- B. 添乗員その他の者が業務に従事する時間帯は、原則として8時から20時までとします。

### (4) 保護措置

当社は、旅行中のお客様が、疾病、傷害等により保護を要する状態にあると認めるときは、必要な措置を講ずることがあります。この場合において、これが当社の責に帰すべき事由によるものでないときは、当該措置に要した費用はお客様の負担とし、お客様は当該費用を当社が指定する期日までに当社の指定する方法で支払わなければなりません。

## 17. 当社の責任

- (1) 当社は、受注型企画旅行契約の履行に当たって、当社又は当社が手配を代行させた者（以下「手配代行者」）が故意又は過失によりお客様に損害を与えたときは、その損害を賠償する責に任じます。
- (2) お客様が天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令その他の当社又は当社の手配代行者の関与し得ない事由により損害を被ったときは、当社は、前項の場合を除き、その損害を賠償する責任を負うものではありません。
- (3) 当社は、手荷物について生じた本項(1)の損害については、海外旅行にあつては損害発生の日から起算して21日以内に当社に対して通知があったときに限り、旅行者1名につき15万円を限度として賠償します。
- (4) お客様が次に例示するような事由により損害を被られた場合におきましては、当社は原則として、本項(1)の責任を負いません。
  - A. 天災地変、戦乱、暴動またはこれらのために生じる旅行日程の変更もしくは旅行の中止
  - B. 運送・宿泊機関等の事故・火災により発生する損害
  - C. 運送・宿泊機関等のサービス提供の中止またはこれらのために生じる旅行日程の変更もしくは旅行の中止
  - D. 官公署の命令、外国の出入国規制、伝染病による隔離またはこれらによって生じる旅行日程の変更、旅行の中止
  - E. 自由行動中の事故
  - F. 食中毒
  - G. 盗難
  - H. 運送機関の遅延・普通・スケジュール変更・経路変更など又はこれらによって生じる旅

行日程の変更・目的地滞在時間の短縮

## 18. 特別補償

(1) 当社は第 17 項(1)の当社の責任が生じるか否かを問わず、当社約款特別補償規定により、お客様が受注型企画旅行参加中（ただし無手配日の期間中を除く）に偶然かつ急激な外来の事故により、その生命、身体に被られた一定の損害につきましては、死亡補償金、後遺障害補償金、入院見舞金、および通院見舞金を、また手荷物に対する損害につきましては、損害補償金を支払います。

(2) お客様が受注型企画旅行参加中に被られた損害が、お客様の故意、酒酔い運転、疾病等のほか、受注型企画旅行に含まれない場合で自由行動中のスカイダイビング、ハンググライダー搭乗、超軽量動力機（モーターハンググライダー、マイクロライト機、ウルトラライト機等）搭乗、ジャイロプレーン搭乗その他これらに類する危険な運動中の事故によるものであるときは、当社は本項(1)の補償金及び見舞金を支払いません。

(3) 当社は、現金、有価証券、クレジットカード、クーポン券、航空券、パスポート、免許証、査証、預金証書、貯金証書（通帳及び現金支払機用カードを含みます）、各種データその他これらに準ずるもの、コンタクトレンズ等の当社約款に定められている補償対象除外品については、損害賠償金を支払いません。

(4) 当社が本項(1)に基づく補償金支払義務と前項により損害賠償義務を重ねて負う場合であっても、一方の義務が履行されたときは、その金額の限度において補償金支払義務・損害賠償義務とも履行されたものとします。

## 19. お客様の責任

(1) お客様の故意、過失、法令、公序良俗に反する行為、もしくはお客様が当社約款の規定を守らないことにより当社が損害を受けた場合は、当社はお客様から損害の賠償を申し受けます

(2) お客様は、受注型企画旅行契約を締結するに際しては、当社から提供された情報を活用し、お客様の権利義務その他の受注型企画旅行契約の内容について理解するよう努めなければなりません。

(3) お客様は、旅行開始後において、確定書面に記載された旅行サービスを円滑に受領するため、万が一確定書面と異なる旅行サービスが提供されたと認識したときは、旅行地においてすみやかにその旨を添乗員、幹旋員、現地ガイド（係員）、当該旅行サービス提供機関または当社に申し出なければなりません。

(4) 当社は、旅行中のお客様が、疾病、傷害等により保護を要する状態にあると認めるときは、必要な措置を講ずることがあります。この場合において、これが当社の責に帰すべき事由によるものでないときは、当該措置に要した費用はお客様の負担とし、お客様は当該費用を当社が指定する期日までに当社の指定する方法で支払わなければなりません。

(5) チケット類紛失の場合、当該チケット類の再発行に伴う費用はお客様のご負担となります。

## 20. 旅程保証

(1) 当社は、下表左欄に掲げる契約内容の重要な変更が生じた場合（ただし次の A、B、C で規定する変更を除きます）は、第 7 項で定める「旅行代金」に下表右欄に記載する率を乗じて得た額の変更補償金を、旅行終了日の翌日から起算して 30 日以内にお客様に支払います。ただし、当該変更について当社に第 18 項(1)の規定に基づく責任が発生することが明らかでない場合には、変更補償金としてではなく損害賠償金の全部または一部として支払います。

A. 次に掲げる事由による変更の場合は、当社は変更補償金を支払いません。ただし、サービスの提供が行われているにもかかわらず、運送・宿泊機関等の座席・部屋その他の諸設備の不足が発生したことによる変更の場合は変更補償金を支払います。

ア. 旅行日程に支障をもたらす悪天候、天災地変

イ. 戦乱

ウ. 暴動

エ. 官公署の命令

オ. 欠航、不通、休業等運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止

カ. 遅延、運送スケジュールの変更等当初の運行計画によらない運送サービスの提供

キ. お客様の生命または身体の安全確保のため必要な措置

B. 第 16 項および第 13 項の規定に基づき旅行契約が解除されたときの当該解除された部分に係る変更の場合、当社は変更補償金を支払いません

C. 確定書面に記載した旅行サービスの提供を受ける順序が変更になった場合でも、旅行中に当該旅行サービスの提供を受けることができた場合においては、当社は変更補償金を支払いません。

(2) 本項(1)の規定にかかわらず、当社がひとつの旅行契約に基づき支払う変更補償金の額は、第 7 項で定める「旅行代金」に 15%を乗じて得た額を上限とします。またひとつの旅行契約に基づき支払う変更補償金の額がおひとり様につき 1,000 円未満であるときは、当社は変更補償金を支払いません。

(3) 当社はおお客様の同意を得て、金銭による変更補償金・損害賠償金の支払いに替え、これと相応の物品サービスの提供をもって補償を行なうことがあります。

## 変更補償金

変更補償金の支払いが必要となる変更	一件あたりの率 (%)	
	旅行開始前	旅行開始後
① 契約書面に記載した旅行開始日又は旅行終了日の変更	1. 5	3. 0
② 契約書面に記載した入場する観光地又は観光施設（レストランを含みます。）その他の旅行の目的地の変更	1. 0	2. 0
③ 契約書面に記載した運送機関の等級又は設備のより低い料金のものへの変更（変更後の等級及び設備の料金の合計額が契約書面に記載した等級及び設備のそれを下回った場合に限ります。）	1. 0	2. 0
④ 契約書面に記載した運送機関の種類又は会社名の変更	1. 0	2. 0
⑤ 契約書面に記載した本邦内の旅行開始地たる空港又は旅行終了地たる空港の異なる便への変更	1. 0	2. 0
⑥ 契約書面に記載した本邦内と本邦外との間における直行便の乗継便又は経由便への変更	1. 0	2. 0
⑦ 契約書面に記載した宿泊機関の種類又は名称の変更	1. 0	2. 0
⑧ 契約書面に記載した宿泊機関の客室の種類、設備、景観その他の客室の条件の変更	1. 0	2. 0

注 1 : 「旅行開始前」とは、当該変更について旅行開始日の前日までにお客様に通知した場合をいい、「旅行開始後」とは、当該変更について旅行開始当日以降にお客様に通知した場合をいいます。

注 2 : 確定書面が交付された場合には、「契約書面」とあるのを「確定書面」と読み替えたうえでこの表を適用します。この場合において、契約書面の記載内容と確定書面との記載内容の間または確定書面の内容と実際に提供された旅行サービスの内容との間に変更が生じたときは、それぞれの変更につき 1 件として取り扱います。

注 3 : 1 件とは、運送機関の場合 1 乗車船ごとに、宿泊機関の場合 1 泊ごとに、その他の旅行サービスの場合 1 該当事項ごとに 1 件とします。

注 4 : ③、④に掲げる運送機関が宿泊設備の利用を伴う場合、1 泊につき 1 件として取り扱います。

注5：④運送機関の会社名の変更、⑦宿泊機関の名称の変更については、運送・宿泊機関そのものの変更に伴うものをいいます。

注6：④運送機関の会社名の変更については、等級または設備のより高いものへの変更を伴う場合には適用しません。

## 21. 海外危険情報について

渡航先によっては「外務省海外危険情報」等、国・地域に関する情報が発出されている場合があります。「外務省海外安全ホームページ：<http://www.anzen.mofa.go.jp/>」等でご確認ください。

## 22. 保健衛生について

渡航先の衛生状況については、「厚生労働省検疫感染情報ホームページ：<http://www.forth.go.jp/>」等でご確認ください。

## 23. 海外旅行保険への加入について

ご旅行中に病気やけがをした場合、多額の治療費、移送費等がかかることがあります。また事故の場合、加害者への損害賠償請求や賠償金の回収が大変困難である場合があります、これらを担保するため、お客様ご自身で十分な額の海外旅行保険に加入されることをおすすめします。

## 24. 個人情報の取り扱い

(1) 当社は、旅行申込みの際にお申し出いただいた個人情報について、お客様との連絡のために利用させていただくほか、お客様がお申し出いただいた旅行において旅行サービスの手配およびそれらのサービスの受領のための手続に必要な範囲内で利用させていただきます。その他当社は、当社の営業案内、アンケートのお願い、特典サービスの提供、マーケティング活動、統計資料の作成にお客様の個人情報を利用させていただくことがあります

(2) 当社は、お申し出いただいた旅行サービスの手配およびそれらのサービスの受領のための手続等に必要範囲内で、運送・宿泊機関等および手配代行者に対し、お客様の個人情報を電子的方法等で送付することにより提供いたします。

(3) 当社は、旅行先でのお客様のお買い物等の便宜のため、当社の保有するお客様の個人データを土産店に提供することがあります。この場合、お客様の氏名および搭乗される航空便名等に係る個人データを、予め電子的方法等で送付することによって提供いたします。なお、これらの事業者への個人データの提供の停止を希望される場合は、ご出発前までにお申出ください。

## 25. 約款準拠

本旅行条件説明書に記載のない事項は、当社旅行業約款受注型企画旅行契約の部に定めるところによります。

## 26. その他

(1) お客様が個人的な案内・買物等を添乗員等に依頼された場合のそれに伴う諸費用、お客様のけが、疾病等の発生に伴う諸費用、お客様の不注意による荷物紛失・忘れ物回収に伴う諸費用、別行動手配に要した諸費用が生じたときには、それらの費用はお客様にご負担いただきます。

(2) お客様のご便宜をはかるため土産物店にご案内することがありますが、お買い物に際しては、お客様の責任で購入していただきます。当社では、商品の交換や返品等のお手伝いはいたしかねます。免税払い戻しがある場合は、ご購入品を必ず手荷物としてご用意いただき、その手続は土産店・空港等でご確認のうえ、お客様ご自身で行ってください。ワシントン条約や国内諸法令により日本への持込が禁止されている品物がございますので、ご購入には充分ご注意ください。

(3) お客様が、航空会社が任意で搭乗予定便以外の航空機に搭乗することをお客様に依頼する制度（フレックストラベラー制度）に同意をし、当社が手配した航空機以外に搭乗される場合は、当社の手配債務・旅程管理債務は履行されたものとし、当該変更部分に関わる旅程保証責任・特別補償責任は免責となります。

(4) 当社はいかなる場合も旅行の再実施はいたしません。

(5) 当社の受注型企画旅行にご参加いただくことにより、航空会社のマイレージサービスを受けられる場合がありますが、同サービスに関わるお問い合わせ、登録等は、お客様ご自身で当該航空会社へ行っていただきます。